

## 西東京市公共交通空白地域等における移動支援のあり方検討 庁内プロジェクトチーム設置要領

### 第1 設置

西東京市内の公共交通空白地域等における市民に対する移動支援のあり方について、課題等を整理し、具体の対応策を検討するため、西東京市公共交通空白地域等における移動支援のあり方検討庁内プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

### 第2 所掌事務

プロジェクトチームは、道路幅員不足を理由に定時定路線型のコミュニティバスの導入を図ることができない公共交通空白地域等における市民に対する移動支援のあり方について必要な調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

### 第3 構成

プロジェクトチームは、次に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 企画部長
- (3) 企画部企画政策課長
- (4) 企画部財政課長
- (5) 健康福祉部ささえあい・健康づくり担当部長
- (6) 健康福祉部高齢者支援課長
- (7) 健康福祉部障害福祉課長
- (8) 生活文化スポーツ部長
- (9) 生活文化スポーツ部産業振興課長
- (10) 生活文化スポーツ部協働コミュニティ課長
- (11) 都市整備部まちづくり担当部長
- (12) 都市整備部都市計画課長

2 プロジェクトチームに座長を置く

3 座長は、副市長をもって充てる。

### 第4 招集等

座長は、プロジェクトチームを招集し、会議を総理する。

2 プロジェクトチームは、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、都市整備部まちづくり担当部長がその職務を代理する。

4 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者をプロジェクトチームに出席させ、意見を聴取することができる。

#### 第5 庶務

プロジェクトチームの庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

#### 第6 委任

この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームに関し必要な事項は、座長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 21 日から施行する。